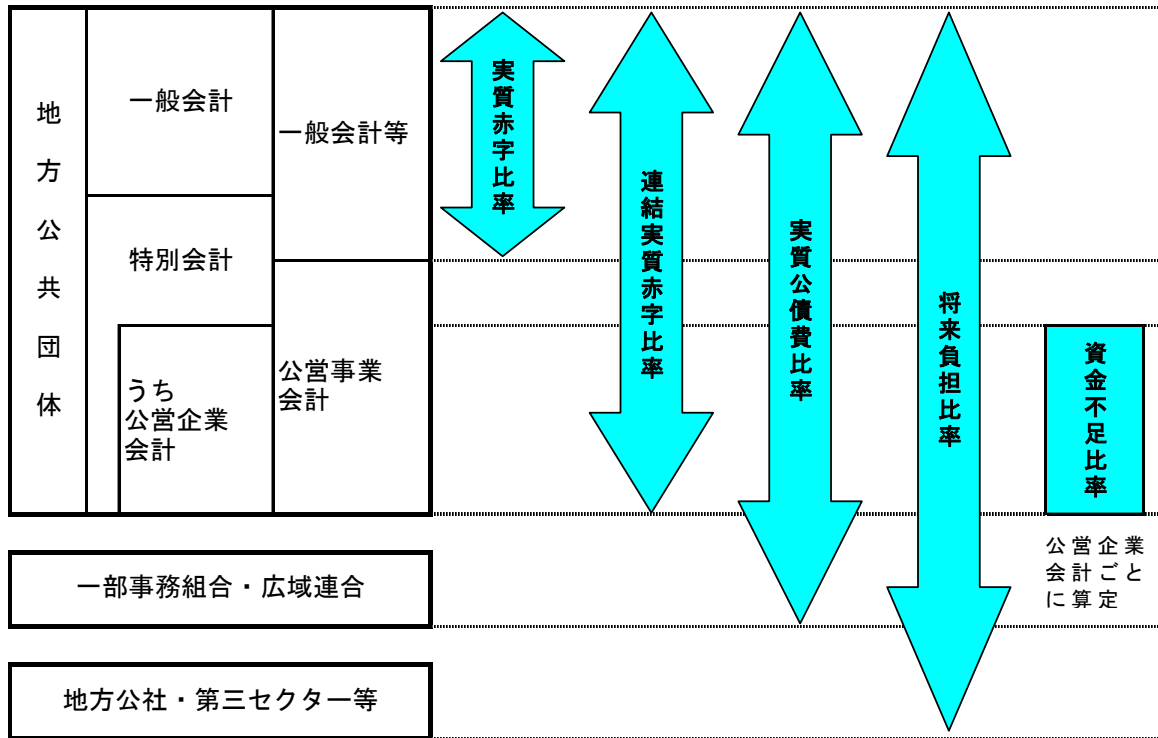


第 1 健全化判断比率等

健全化判断比率等の対象となる会計



健全化判断比率等の算出方法

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆ 一般会計等の実質赤字額	一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
◆ 実質赤字の額	繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆ 連結実質赤字額	イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ	一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字
ロ	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ	一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ	公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係} \\ \text{る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \quad \text{(3か年平均)}$$

◆ 準元利償還金	イからホまでの合計額
イ	満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ	一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ	組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ	一時借入金の利子

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政} \\ \text{需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

◆ 将来負担額	イからヌまでの合計額
イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 リ 連結実質赤字額 ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	
◆ 充当可能基金額	上記イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

資金の不足額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◆ 資金の不足額 (法適用企業)	(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
◆ 資金の不足額 (法非適用企業)	(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

- ※ 解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

◆ 事業の規模 (法適用企業)	営業収益の額 - 受託工事収益の額
◆ 事業の規模 (法非適用企業)	営業収益に相当する収入の額 - 受託工事に相当する収入の額
<ul style="list-style-type: none"> ※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業にあっては、指定管理者の利用料金の額を営業収益の額に加算する。 ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。 	

平成29年度決算 健全化判断比率

・県内全団体が早期健全化基準未達となりました。

	標準財政規模	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
		早期健全化基準	財政再生基準	29決算	28決算	早期健全化基準	財政再生基準	29決算	28決算	早期健全化基準	財政再生基準	29決算	28決算
和歌山市	77,744,959	11.25%	-	-	-	-	16.25%	-	-	11.7%	11.6%	118.7%	108.4%
海南市	13,779,566	12.88%	-	-	-	17.88%	-	-	7.1%	8.4%	89.4%	97.2%	
橋本市	16,372,852	12.68%	-	-	-	17.68%	-	-	13.1%	12.2%	120.6%	115.4%	
有田市	7,313,480	13.95%	-	-	-	18.95%	-	-	11.0%	11.5%	-	-	
御坊市	6,760,148	14.13%	-	-	-	19.13%	-	-	11.4%	11.0%	103.3%	98.5%	
田辺市	23,531,849	12.19%	-	-	-	17.19%	-	-	7.9%	8.2%	5.5%	9.9%	
新宮市	9,365,671	13.45%	-	-	-	18.45%	-	-	16.1%	15.9%	78.6%	87.2%	
紀の川市	18,543,987	12.57%	-	-	-	17.57%	-	-	9.8%	11.1%	-	22.0%	
岩出市	9,969,065	13.34%	-	-	-	18.34%	-	-	3.5%	3.2%	-	-	
紀美野町	4,697,054	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	7.7%	7.4%	78.0%	83.5%	
かつらぎ町	5,780,140	14.55%	-	-	-	19.55%	-	-	11.6%	10.8%	113.1%	107.3%	
九度山町	2,125,167	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	15.4%	17.2%	91.3%	97.5%	
高野町	2,044,258	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	7.2%	7.4%	-	-	
湯浅町	3,454,033	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	9.7%	10.2%	48.8%	116.5%	
広川町	2,590,999	15.00%	-	-	-	20.00%	-	30.00%	5.2%	5.2%	-	-	
有田川町	9,992,738	13.33%	-	-	-	18.33%	-	-	11.3%	10.3%	15.0%	33.1%	
美浜町	2,301,207	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	5.8%	6.0%	53.9%	49.9%	
白高町	2,574,148	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	6.7%	6.4%	68.3%	46.4%	
由良町	2,438,068	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	11.1%	10.9%	170.9%	164.4%	
印南町	3,229,346	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	7.1%	6.8%	-	-	
みなべ町	5,326,383	14.80%	-	-	-	19.80%	-	-	13.2%	12.9%	25.5%	37.1%	
日高川町	5,462,434	14.72%	-	-	-	19.72%	-	-	12.6%	13.6%	0.2%	15.4%	
白浜町	7,014,868	14.04%	-	-	-	19.04%	-	-	7.0%	7.0%	56.5%	61.8%	
上富田町	3,759,307	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	13.1%	12.3%	90.0%	72.3%	
すさみ町	2,363,913	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	6.4%	6.7%	-	-	
那智勝浦町	4,790,821	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	5.5%	5.2%	50.6%	34.4%	
太地町	1,405,649	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	3.6%	3.4%	-	-	
古座川町	1,982,755	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	5.5%	5.5%	-	-	
北山村	546,913	15.00%	-	-	-	20.00%	-	-	2.0%	2.9%	-	-	
串本町	6,059,547	14.42%	-	-	-	19.42%	-	-	8.5%	8.0%	71.3%	72.4%	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「-」と表示しています。

平成29年度決算 資金不足比率

・県内市町村等が経営する公営企業会計において、資金不足が生じているのは7会計です。
 そのうち、経営健全化基準以上(資金不足20%以上)となっているのは1会計です。

※資金不足額が生じている企業のみ
 単位:千円

市町村等名	事業名	特別会計名	資金不足額発生年度	資金不足額(A)	事業の規模(B)	資金不足比率(A/B)	経営健全化基準	資金不足額が発生した主な要因
和歌山市	下水道(公共)	下水道事業特別会計	平成29年度	2,906,083	6,218,571	46.7%	20.0%	地方公営企業法適用に伴い打切決算となつたため。平成30年度決算では資金不足は解消する見込み。
和歌山市	宅地造成	土地造成事業特別会計	平成24年度	886,157	6,615,251	13.3%	20.0%	地方債の償還金が多額に及ぶ状況が続いているため
海南市	病院	病院事業会計	平成26年度	360,894	3,216,629	11.2%	20.0%	新病院への移転(H24)に伴う起債償還のため
有田市	病院	病院事業会計	平成27年度	59,822	2,161,482	2.7%	20.0%	H25~28年度にかけて発生した医師不足による医療収益の悪化のため(現在、医師不足は解消)
串本町	病院	病院事業会計	平成28年度	238,886	1,582,269	15.0%	20.0%	患者数減による医療収益の大幅減や新病院移転(H23)に伴う起債償還のため
国民健康保険野上厚生病院組合	病院	国民健康保険野上厚生病院組合事業会計	平成28年度	85,614	2,196,522	3.8%	20.0%	患者数減による医療収益の減や電子カルテ導入に伴う起債償還のため
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	病院	国保日高総合病院事業会計	平成29年度	303,883	5,672,791	5.3%	20.0%	休床病棟を再稼働させたことによる人件費増加のため

※資金不足比率が20.0%以上となると公営企業会計に係る「経営健全化計画」の策定が必要。

ただし、当該年度(H29)の前年度(H28)の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であつて、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる場合は策定を要しない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条、同施行令第20条第1項) 経営健全化計画を定めぬこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ総務大臣に報告しなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項)

第1表 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況

(単位：千円、%)

市町村名	標準財政規模 ①	実質収支額 (資金不足・剰余額)				公営企業会計 法非適用企業 ⑤	合計 ⑥ (②+③+④+⑤)	実質赤字 比 ②/①×100	連結実質 赤字比率 ⑥/①×100
		普通会計 ②	普通会計及び 公営企業会計 以外の特別会計 ③	公営企業会計 法適用企業 ④	公営企業会計 法非適用企業 ⑤				
和歌山市	77,744,959	151,559	2,149,976	6,690,333	▲ 3,792,240	5,199,628	-	-	
海南市	13,779,566	583,171	653,907	480,563	9,801	1,727,442	-	-	
橋本市	16,372,852	320,237	607,165	4,196,065	4,731	5,128,198	-	-	
有田市	7,313,480	652,989	325,930	295,286	55	1,274,260	-	-	
御坊市	6,760,148	73,509	368,496	691,943	49,256	1,183,204	-	-	
田辺市	23,531,849	1,218,016	30,315	2,475,974	171,122	3,895,427	-	-	
新宮市	9,365,671	772,059	395,139	3,064,434	12,480	4,244,112	-	-	
紀の川市	18,543,987	762,258	502,459	2,293,825	38,932	3,597,474	-	-	
岩出市	9,969,065	438,846	117,938	2,078,889	34,542	2,670,215	-	-	
紀美野町	4,697,054	522,228	102,363	260,097	1,584	886,272	-	-	
かつらぎ町	5,780,140	250,363	185,579	847,759	4,728	1,288,429	-	-	
九度山町	2,125,167	25,713	82,933	0	77	108,723	-	-	
高野町	2,044,258	106,162	176,760	82,266	18,191	383,379	-	-	
湯浅町	3,454,033	301,144	▲ 30,748	93,038	0	363,434	-	-	
広川町	2,590,999	110,400	69,538	0	4,949	184,887	-	-	
有田川町	9,992,738	351,327	130,120	819,538	402	1,301,387	-	-	
美浜町	2,301,207	171,093	165,825	175,313	0	512,231	-	-	
日高町	2,574,148	293,290	211,243	250,724	17,657	772,914	-	-	
由良町	2,438,068	60,196	58,090	557,862	1,634	677,782	-	-	
印南町	3,229,346	123,492	33,144	208,244	2,726	367,606	-	-	
みなべ町	5,326,383	588,594	211,524	313,858	18,039	1,132,015	-	-	
日高川町	5,462,434	191,929	71,186	264,155	127	527,397	-	-	
白浜町	7,014,868	154,330	207,308	2,022,916	0	2,384,554	-	-	
上富田町	3,759,307	65,786	98,532	614,508	218,196	997,022	-	-	
すさみ町	2,363,913	74,196	60,477	319,107	626	454,406	-	-	
那智勝浦町	4,790,821	67,942	66,014	837,144	1,739	972,839	-	-	
太地町	1,405,649	96,334	46,434	92,669	148,931	384,368	-	-	
古座川町	1,982,755	337,057	69,294	0	5,320	411,671	-	-	
北山村	546,913	60,772	5,230	0	0	66,002	-	-	
串本町	6,059,547	259,195	199,501	578,927	2,326	1,039,949	-	-	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」と表示している。

第3表 将来負担比率の状況

将来負担比率 = $\frac{\text{①} \sim \text{⑧将来負担額} - (\text{⑨} \text{充} \text{当} \text{可} \text{能} \text{基} \text{金} \text{額} + \text{⑩} \text{特} \text{定} \text{財} \text{源} \text{見} \text{込} \text{額} + \text{⑪} \text{地} \text{方} \text{債} \text{現} \text{在} \text{高} \text{等} \text{に} \text{係} \text{る} \text{基} \text{準} \text{財} \text{政} \text{需} \text{要} \text{額} \text{算} \text{入} \text{見} \text{込} \text{額})}{\text{⑫} \text{標} \text{準} \text{財} \text{政} \text{規} \text{模} - (\text{⑬} \text{元} \text{利} \text{償} \text{還} \text{金} \cdot \text{準} \text{元} \text{利} \text{償} \text{還} \text{金} \text{に} \text{係} \text{る} \text{基} \text{準} \text{財} \text{政} \text{需} \text{要} \text{額} \text{算} \text{入} \text{額})}$

将来負担比率 =

(⑫標準財政規模 - (⑬元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額))

将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

	分子											分母		将来負担率 (単位：千円、%)	将来負担額 ①～⑧
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		
和歌山市	175,420,290	13	91,585,483		19,995,058			15,820,571	46,518,579	145,100,051	77,744,959	10,724,198	118.7	287,000,844	
海南市	33,560,082		1,296,447	1,095,814	3,879,613		18,493	3,633,806	2,109,986	23,613,781	13,779,566	2,046,654	89.4	39,850,449	
橋本市	34,431,850		14,498,762	1,606,333	4,404,851			3,230,105	3,659,228	32,280,220	16,372,852	3,299,886	120.6	54,941,796	
有田市	10,524,642		1,159,679	5,564	1,963,625			5,805,274		8,982,700	7,313,480	914,960	▲ 17.7	13,653,510	
御坊市	14,288,989		2,588,424	1,973,257	2,222,054		122,161	3,775,532	1,994,697	9,342,758	6,760,148	874,861	103.3	21,194,885	
田辺市	49,696,482	4,180	5,769,045	2,905,050	6,511,945	520,366		20,928,658	1,586,323	41,838,061	23,531,849	4,499,552	5.5	65,407,108	
新宮市	25,481,848		4,936,713	221,656	2,462,017			6,809,776	1,129,215	19,304,856	9,365,671	1,912,578	78.6	33,102,234	
紀の川市	29,425,064		10,629,310	2,461,420	4,565,589			8,889,937	3,419,559	35,090,120	18,543,987	4,046,541	▲ 2.1	47,081,383	
岩出市	6,879,231	50	11,004,546	1,655,833	428,981		67,121	6,400,697	84,095	15,386,480	9,969,065	1,251,982	▲ 21.8	19,968,641	
紀美野町	9,185,647		3,285,325	2,929,339	1,639,820			1,949,990	1,278,841	8,689,016	4,697,054	1,093,370	78.0	14,262,940	
かつらぎ町	16,176,997		8,441,013	442,692	1,676,569					13,060,161	5,780,140	1,104,166	113.1	21,581,583	
九度山町	4,366,392		1,601,216	165,376	583,674			891,633	289,975	3,970,901	2,125,167	412,195	91.3	6,716,658	
高野町	3,433,525		769,831	170,946	578,625			2,024,210	373,607	3,300,918	2,044,258	309,345	▲ 42.9	4,952,927	
湯淺町	8,445,690		267,391	717,040	1,114,061			3,212,598	650,076	5,203,541	3,454,033	427,522	48.8	10,544,182	
広川町	3,783,757		337,055	457,336	656,621			4,208,388		3,319,797	2,590,999	392,355	▲ 104.3	5,234,769	
有田川町	21,081,498		11,237,704	195,960	2,848,427			12,024,346	29,193	22,191,807	9,992,738	2,557,021	15.0	35,363,589	
美浜町	3,313,916		1,296,371	648,794	622,297		34,339	1,454,306	33,365	3,360,773	2,301,207	322,036	53.9	5,915,717	
日高町	3,700,764		2,136,857	640,321	499,505		34,643	1,606,772	1,204	3,891,538	2,574,148	360,937	68.3	7,012,090	
由良町	4,460,700		4,351,740	502,839	591,088		26,742	1,095,018		5,377,678	2,438,068	413,738	170.9	9,933,109	
印南町	7,106,613		1,292,042	678,535	879,764		35,250	6,585,496	436,696	6,436,840	3,229,346	631,266	▲ 133.4	9,992,204	
みなべ町	9,925,639	15,107	5,410,552	818,697	1,179,339		46,190	4,861,664	36,995	11,432,308	5,326,383	1,347,364	25.5	17,349,334	
日高川町	10,590,690		4,077,966	880,935	1,776,991			7,324,548	21,877	10,017,928	5,462,434	1,281,232	0.2	17,372,772	
白浜町	16,045,353	584,272	1,878,065	1,058,849	2,007,515	26,557		4,325,104	926,227	13,066,287	7,014,868	1,210,674	56.5	21,600,611	
上富田町	6,918,418		2,585,506	645,552	858,643			2,285,735	203,311	5,512,598	3,759,307	453,364	90.0	11,008,149	
すさみ町	5,198,221		101,721	17,222	598,121			3,344,708	134,725	3,666,055	2,363,913	328,832	▲ 58.9	5,915,285	
那智勝浦町	12,221,592		2,097,352	209,660	1,260,517			4,214,324	2,665	9,446,703	4,790,821	598,514	50.6	15,789,121	
太地町	3,128,526		148,376	101,803	580,136			1,570,459		2,573,625	1,405,649	185,319	▲ 15.1	3,958,841	
古座川町	3,145,222		282,858	217,721	636,978			3,326,080		2,550,924	1,982,755	291,797	▲ 94.2	4,282,779	
北山村	1,335,648			7,456	265,280			1,777,092		1,057,873	546,913	102,167	▲ 275.7	1,608,384	
串本町	12,812,516		1,416,203	1,126,167	1,533,953			2,791,749	3,161	10,583,451	6,059,547	1,136,311	71.3	16,888,839	
累計	546,085,802	603,622	188,483,553	24,558,237	68,821,657	546,923	384,939	148,835,780	65,018,890	479,649,749	263,321,325	44,550,737	62.1	829,484,733	

平成29年度決算公営企業資金不足比率

※資金不足比率が生じている企業のみ

(単位：千円)

市町村名	事業名	会計名	決算上の資金不足額 (A)	解消可能資金不足額等 (B)	健全化法上の資金不足 額(C) = (A) - (B)	営業収益 - 委託工事収益(D) 〔下段：健全化法上の事業別損 (注)〕	決算上の資金不足比率 (A/D)	健全化法上の資金不足比率 (C/D)
和歌山市	下水(公共)	下水道事業特別会計	2,906,083	-	2,906,083	6,218,571	46.7%	46.7%
	宅地造成	土地造成事業特別会計	3,065,441	2,179,284	886,157	98,227 6,615,251	3120.7%	13.3%
海南市	病院	病院事業会計	360,894	-	360,894	3,216,629	11.2%	11.2%
有田市	病院	病院事業会計	179,821	119,999	59,822	2,161,482	8.3%	2.7%
白浜町	下水(公共)	下水道事業特別会計	147,274	617,074	-	121,773	120.9%	-
上富田町	宅地造成	宅地造成事業特別会計	213,096	430,354	-	238,729 430,354	89.2%	-
北山村	観光(その他)	地域振興特別会計	101,955	101,955	-	597,508	17.0%	-
串本町	病院	病院事業会計	238,886	-	238,886	1,582,269	15.0%	15.0%
国民健康保険野上厚生病院組合	病院	国民健康保険野上厚生病院組合 事業会計	85,614	-	85,614	2,196,522	3.8%	3.8%
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	病院	国保日高総合病院事業会計	303,883	-	303,883	5,672,791	5.3%	5.3%

(注) 宅地造成事業については、「資本十負債」の額とする。

※健全化法上、資金不足の発生していない会計については、「一」と表記。

※健全化法上の資金不足比率が20.0%以上の場合、公営企業会計に係る「経営健全化計画」の策定が必要。

※和歌山市下水道事業は、平成30年度に地方公営企業法適用に伴い、打切決算となったことにより、健全化法上の資金不足比率が20%以上となった。

ただし、健全化法施行令第20条第1項に該当し、「経営健全化計画」の策定を要しない。

